

海上保安庁長官 殿

国土交通大臣
(公印省略)

令和4年度に海上保安庁が達成すべき目標に対する実績の評価

中央省庁等改革基本法（平成10年法律第103号）第16条第6項第2号の規定に基づき、令和4年度に海上保安庁が達成すべき目標についての評価を次のとおり実施したので、通知する。

I 海上保安庁が達成すべき目標に対する実績の評価にあたって

この評価は、実施庁が目標を達成したかどうかを判断するとともに、目標を達成するために必要な措置等が講じられたかどうか等を視点として評価するものであり、評価結果は、実施庁の効率的な業務執行に活かされるべきものである。

II 海上保安庁が達成すべき目標に対する実績の評価

1. 領土・領海の堅守、海上保安体制の充実強化について

目 標
<p>中国海警局に所属する船舶による領海侵入等や外国海洋調査船の活動の活発化、その他重大な事案が発生するなど、我が国周辺を取り巻く状況がますます厳しくなっている情勢を踏まえ、領海及び排他的経済水域等の監視警戒・取締りを厳格に実施する。また、こうした状況に対応するため、平成28年12月に決定された「海上保安体制強化に関する方針」等に基づき、計画的に海上保安体制の強化を進める。</p> <p>[具体的な目標]</p> <ul style="list-style-type: none">・ 繰り返される尖閣諸島周辺の我が国領海等への中国海警局に所属する船舶の接近・侵入等の厳しい情勢を踏まえ、関係省庁と緊密に連携し、領海警備に万全を期すこと。また、大和堆周辺海域等における違法操業外国漁船等への対応及び日本漁船の安全確保、原発等へのテロの脅威、排他的経済水域及び大陸棚における外国海洋調査船による調査活動等の重要事案に適切に対応すること。加えて、日本海沿岸部への木造船等の漂

流・漂着に細心の注意をもって対応すること。【主要】

- ・ 尖閣領海警備体制の強化と大規模事案の同時発生に対応できる体制の整備、広大な我が国周辺海域における監視体制の強化のため、巡視船・航空機等の整備や情報通信体制の強化を進めること。また、基盤整備として、大型練習船の整備や教育訓練施設等の拡充を進めること。【主要】
- ・ 「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けて、法の支配に基づく海洋秩序維持の重要性をアジア諸国を含む関係諸国との間で共有するとともに、アジア諸国を含む関係諸国の海上保安機関に対する能力向上支援や協力関係の強化を図ること。【主要】

評 価

目標達成

領海及び排他的経済水域等の監視警戒・取締りについては、以下具体的に述べるとおり、厳格に実施したと認められる。また、「海上保安体制強化に関する方針」等に基づき、計画的に海上保安体制の強化が進められており、全ての具体的な目標で目標が達成されているものと認められるため、「目標達成」と評価する。

【具体的な目標についての所見】

- ・ 尖閣諸島周辺の接続水域においては、ほぼ毎日、中国海警局に所属する船舶による活動が確認され、令和4年における1年間の確認日数は336日で過去最多、連続確認日数は138日と過去2番目に長い日数になった。さらに、令和4年は尖閣諸島周辺の我が国領海において、中国海警局に所属する船舶による日本漁船等へ近づこうとする事案も繰り返し発生しており、これに伴う領海侵入時間は72時間45分と過去最長となった。海上保安庁では、24時間365日、常に尖閣諸島周辺海域に巡視船を配備して領海警備にあたっており、我が国領海に接近する中国海警局に所属する船舶に対し、領海に侵入しないよう警告を実施するとともに、領海に侵入する中国海警局に所属する船舶に対しては、領海からの退去要求や進路規制を繰り返し実施し、領海外へ退去させ、また、日本漁船の周囲に巡視船を配備し安全を確保するなど国際法・国内法に則り、冷静に、かつ、毅然と対応している。また、同周辺海域における外国漁船による違法操業についても、迅速かつ的確に対応し、中国漁船58隻、台湾漁船32隻に退去警告を行った。

注) 暦年の実績値を記載

- ・ 大和堆周辺海域における違法操業外国漁船等への対応については、我が国イカ釣り漁業の漁期前の5月下旬から大型巡視船を含む複数の巡視船を同海域に配備するとともに、航空機によるしょう戒を実施し、令和4年においては、同海域において3隻の中国漁船に対して退去警告を行った。

また、令和5年2月に鹿児島県トカラ列島西方海域において排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律違反の疑いで中国漁船1隻を検挙

した。

注) 暦年の実績値を記載

- ・ 原発等へのテロの脅威に対しては、巡視船艇・航空機により警戒を実施した。
- ・ 我が国の排他的経済水域等における外国海洋調査船による同意を得ない調査活動や同意内容と異なる調査活動（特異行動）について、巡視船・航空機による監視警戒等を行い、特異行動を認めた外国船舶に対しては、活動状況や行動目的の確認を行うとともに、中止要求を実施するなど、適切な対応を行った。なお、令和4年は、5件の外国海洋調査船の特異行動を確認した。

注) 暦年の実績値を記載

- ・ 日本海沿岸部への木造船等の漂流・漂着については、巡視船艇・航空機による巡視警戒の強化、地元自治体や関係機関との情報共有及び迅速な連絡体制の確保を徹底する等、細心の注意をもって対応した結果、令和4年は、北朝鮮からのものと思料される漂流・漂着木造船等を49件確認した。

注) 暦年の実績値を記載

- ・ 大型巡視船1隻、中型ジェット機1機を就役させ、海上保安庁史上初となる無操縦者航空機1機を導入した。既存の巡視船1隻に映像伝送機能を有する装備資機材を整備するなどして情報通信体制の強化を行った。また、基盤整備として、大型練習船の整備や海上保安大学校及び海上保安学校の学生寮の増築等を進めた。
- ・ 海上保安庁の提唱によりアジア海上保安機関長官級会合(HACGAM)が平成16年から開催されているところ、令和4年はインドで開催され、国連薬物犯罪事務所国際海上犯罪プログラムの参加等について合意がなされるなどアジア地域の海上保安業務に関する連携強化を図った。

また、インド太平洋沿岸国の海上保安機関に対する能力向上支援のため、専門知識や高度な技術を有する海上保安官や能力向上支援の専従部門である海上保安庁 Mobile Cooperation Team (MCT)を各国へ派遣し支援するとともに、各国の海上保安機関の職員を日本に招聘するなどして研修等を行った。

2. 海上における治安の確保について

目 標
積極的な情報収集活動等を通じて情勢を正確かつ迅速に把握し、密輸、密航等の海上犯罪を厳正かつ的確に取り締まるとともに、テロ活動等に対する警備を的確に行う。
[具体的な目標]
・ 令和7年度には「2025年日本国際博覧会」が開催されることを踏まえ、テロ事案をはじめとする、国民の安全・安心を阻害するおそれのある活動に対する警備体制等の充実・強化を図り、万全な警備を行うこと。
・ 「海上におけるテロ活動」及び「海上からのテロ活動」による被害発生件数を0件

とすること。【主要】
評 価
<p>目標達成</p> <p>不正薬物や、不法上陸者を水際で阻止するため、巡視船艇・航空機による監視・警戒、外国から入港する船舶に対する立入検査、国内外関係機関との連携及び情報収集活動を実施した。</p> <p>令和4年は、海上からの密輸等による薬物事犯を6件、密航事犯1件を摘発し、過去最大量の大麻の密輸入を水際で阻止するなど、密輸、密航等の海上犯罪を適切に取り締まっていると認められる。</p> <p>また、G7広島サミット等に向けたテロ活動等に対する徹底した対策を講じるなど、全ての具体的な目標が達成されているものと認められるため、「目標達成」と評価する。</p> <p>注) 暦年の実績値を記載</p> <p>【具体的な目標についての所見】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成29年度から、官学民が参画する「海上・臨海部テロ対策協議会」を開催し、官民一体となったテロ対策について議論・検討しているところ、令和4年度においては、テロ対策の実効性向上を目的とした「海上・臨海部テロ対策ベストプラクティス集(平成30年策定)」の改訂や、海事・港湾事業者等のテロ対策に関する意識の醸成等を目的とした「テロ対策啓発用リーフレット」を作成した。 原子力発電所や石油コンビナート等の重要インフラ施設に対する巡視船艇・航空機による警戒のほか、旅客ターミナル・フェリー等のいわゆるソフトターゲットに重点を置いた警戒を実施した結果、令和4年度の「海上におけるテロ活動」及び「海上からのテロ活動」による被害発生件数は0件であった。

3. 海難の救助について

目 標
<p>海難の救助に関し、即応体制を常に整えておくとともに、情報の早期入手及び救助勢力の早期投入を図り、迅速かつ的確な救助を行う。</p> <p>[具体的な目標]</p> <ul style="list-style-type: none"> 要救助海難に対する救助率を95%以上とすること。【主要】 海難救助には速やかな救助の要請が必要であり、周知・啓発に取組み、海難発生後2時間以内での海上保安庁関知率を令和7年までに85%以上とすること。

評 価
<p>相当程度進展あり</p> <p>主要な具体的な目標である要救助海難に対する救助率は目標を達成しており、海難発生後2時間以内での海上保安庁関知率を令和7年度までに85%以上とする目標については令和3年度から横ばいであるものの、目標達成に向けた取組が進められていると認められるため、「相当程度進展あり」と評価する。</p> <p>【具体的な目標についての所見】</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和4年の知床半島沖遊覧船沈没事案発生後、迅速な人命救助のために関係機関との情報共有や連携協力に関し、直ちに徹底的な点検を行った。 <ul style="list-style-type: none"> 同点検を踏まえ、自衛隊への災害派遣要請について、初動時において現場の状況にかかる情報が不足する場合であっても、海難発生直後から情報共有のうえ災害派遣要請ができるよう、手続きを見直し、迅速化を図った。また、警察や消防等の関係機関との間において、中央及び地方レベルにおいて、情報伝達訓練や海難救助を想定した実働訓練を実施するなど、情報共有の迅速化を含め、関係機関との連携強化を図った。 これら取組みを含め、迅速的確な救助勢力の体制充実・強化等に努めた結果、令和4年の要救助海難に対する救助率は96%であった。 注) 暦年の実績値を記載 海難発生時における海難情報の早期入手のため、海上保安庁への緊急通報用電話番号「118番」や「NET118」の有効活用について、地方自治体、水産関係団体、教育機関等と連携・協力した講習会や、沿岸域の巡回時のみならず、メディア等さまざまな手段を通じて周知・啓発を進めているところであるが、令和4年の海難発生時2時間以内での海上保安庁関知率は、81%であった。

4. 海上交通の安全確保について

目 標
<p>海上交通の安全確保に関し、航路標識の整備等を計画的に行うとともに、関係法令に基づく指導、船舶交通の安全のために必要な情報提供等を的確に行うことにより、海難の未然防止を図る。さらに、近年の頻発・激甚化する台風等自然災害への対策を推進する。</p> <p>【具体的な目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ふくそう海域における航路を閉塞するような社会的影響が著しい大規模海難の発生数を0件とすること。【主要】 我が国周辺で発生する船舶事故隻数を令和7年までに1,500隻未満を目指すこと。【主要】

評 価
<p>相当程度進展あり</p> <p>航路標識の老朽化対策等を計画的に講じ、海上交通の安全確保を図った。</p> <p>また、令和4年9月の大型で非常に強い台風11号の九州・中国地方への接近を受け、令和3年7月に施行された改正海上交通安全法により制度化された「湾岸避難等勧告」を瀬戸内海西部海域を対象として全国で初めて発出した。さらに同月、大型で猛烈な台風14号が接近した際にも、瀬戸内海西部海域、瀬戸内海中部海域、大阪湾の3つの海域を対象として同勧告を発出した。</p> <p>加えて、適時適切な情報提供を実施するなど海難の未然防止を図った。</p> <p>このような取組を的確に行ったことにより、ふくそう海域における航路を閉塞するような社会的影響が著しい大規模海難の発生数は0件であり、目標を達成しているものと認められる。</p> <p>もう一つの主要な具体的な目標である船舶事故隻数については、令和3年の実績値より改善しており、引き続き、第11次交通安全基本計画で定められた海上交通の安全確保に資する各種施策を継続する必要がある。</p> <p>以上により、「相当程度進展あり」と評価する。</p> <p>【具体的な目標についての所見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ふくそう海域（東京湾、伊勢湾、瀬戸内海及び関門海峡）に設置されている海上交通センターにおいて、船舶の動静を把握し、航行の安全に必要な情報の提供や、大型船舶の航路入航間隔の調整を行うとともに、巡視船艇との連携、通航方式に従わない船舶への指導等を実施した結果、主要な具体的な目標であるふくそう海域における航路を閉塞するような社会的影響が著しい大規模海難の発生数について、令和4年度は0件であった。 ・ 船舶事故を防止するため、国の関係機関や民間関係団体と連携し、漁港やマリーナ等で訪船指導や海難防止講習会の開催、安全啓発リーフレットの配布による啓発活動等、第11次交通安全基本計画に定められた海上交通の安全確保に資する各種施策を行った結果、令和4年の我が国周辺で発生した船舶事故隻数は、1875隻となり、前年実績値（1932隻）と比べ改善している。 <p>注）暦年の実績値を記載</p>

5. 海上防災・海洋環境の保全について

目 標
<p>激甚化する自然災害や大規模な油等流出事故による海上災害の発生リスクに対し防災対策を推進するとともに、油の不法排出や廃棄物の不法投棄等による海洋汚染を防止し、一般市民を対象とした啓発活動を通じて海洋環境の保全に貢献する。</p>

<p>[具体的な目標]</p> <ul style="list-style-type: none"> 大規模地震・津波、大雨・台風等の自然災害、原子力災害及び油や有害液体物質の排出に伴う海上災害の発生時における災害対応能力の強化を図るとともに、関係機関と連携し、発災初期の情報共有にかかる内容をより充実させた合同防災訓練を令和4年度に240回以上実施すること。【主要】 油の不法排出や廃棄物の不法投棄等による海洋汚染の防止を図るため、海事・漁業関係者を対象とした海洋環境保全講習会による指導、若年齢層を含む一般市民を対象とした海洋環境保全教室による啓発活動を令和4年度に250回以上実施すること。
<p>評 価</p>
<p>目標達成</p> <p>主要な具体的な目標である災害対応力の強化や合同防災訓練の実施回数については目標を達成している。また、海洋汚染の防止を図るための取組についても、指導、啓発活動の実施回数の目標を達成していることから「目標達成」と評価する。</p> <p>【具体的な目標についての所見】</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和4年度は、地震や台風、大雨等の自然災害発生時には巡視船艇・航空機等の機動力を活用した体制の確保、現場対応にあたる海上保安官に対して海上火災や油等排出事故への対応等に関する研修・訓練の実施等、災害対応能力の強化を図るとともに、迅速な対応勢力の投入や非常時における円滑な通信体制の確保等を念頭に置いた防災訓練等、関係機関と連携した合同防災訓練を241回実施した。 海事・漁業関係者、マリンレジャー等を行う人を対象にした海洋環境保全講習会による指導を51回、若年齢層を含む一般市民を対象とした海洋環境保全教室による啓発活動を168回、海浜清掃を通じて海洋環境保全の意識高揚に繋げる漂着ごみ分類調査を205回、合計で424回実施した。

6. 海洋調査等について

<p>目 標</p>
<p>海上の安全確保、海洋権益の確保、防災情報の整備・提供といった様々な目的のために適切に海洋調査を実施するとともに、海洋における活動の基盤情報となる調査成果を集約し、内閣府の調整のもと、気象庁等の関係機関をはじめ、目的に応じた効果的な情報提供を実施する。</p> <p>[具体的な目標]</p> <ul style="list-style-type: none"> 他国による海洋境界の主張に対し、我が国の立場を適切な形で主張するべく、これまで強化してきた海洋調査体制の下、必要な海洋調査等を計画的に実施すること。【主要】

- ・ 「第3期海洋基本計画」（平成30年5月閣議決定）及び「我が国における海洋状況把握（MDA）の能力強化に向けた今後の取組方針」（平成30年5月総合海洋政策本部決定）に基づき、「海洋状況表示システム」の情報のさらなる広域性・リアルタイム性の向上を図るための機能強化に取り組むこと。【主要】
- ・ 全国20箇所の験潮所における験潮により平均潮位を算出し、験潮月表として毎月公表するほか、長年にわたり蓄積した験潮結果から、海図において水深の基準となる最低低潮面等を算出すること。また、験潮結果を防災情報にも活用するため、気象庁（リアルタイム）及び国土地理院（毎月）に提供を行うこと。【主要】

評 価

目標達成

海上の安全確保、海洋権益の確保、防災情報の整備・提供といった目的のために適切に海洋調査を実施するとともに、その調査結果を利用者や目的等に応じて適切に情報提供を行っており、全ての具体的な目標が達成されているものと認められるため、「目標達成」と評価する。

【具体的な目標についての所見】

- ・ 整備や高機能化を進めてきた測量船等により、領海や排他的経済水域（EEZ）等の我が国の海洋権益を確保するために必要な海底地形調査や低潮線調査等を実施した。
- ・ 「海洋状況表示システム（海しる）」について、釣り中の人身海難防止に資する釣りの事故マップを新たに掲載した。そのほか、海洋教育の推進に向けた海洋教育コンテンツを追加し、掲載情報の充実や機能強化を図った。
- ・ 海上保安庁が所管する全国20カ所の験潮所において、験潮による成果から平均水面及び天文最低低潮面を算出し、潮位月表をインターネットにより毎月公表するとともに潮汐表を刊行した。また、観測結果のうち、験潮データを気象庁にリアルタイムで転送するとともに、月ごとの解析結果を国土地理院に提供を行った。